

問題 教育用コンピュータの整備経費の一部は地方交付税の知識必要以下の記述は地方交付税以外のものから

【~~地方交付税~~チェック】

地方交付税

国税と集めた税金を地方に再配分する制度

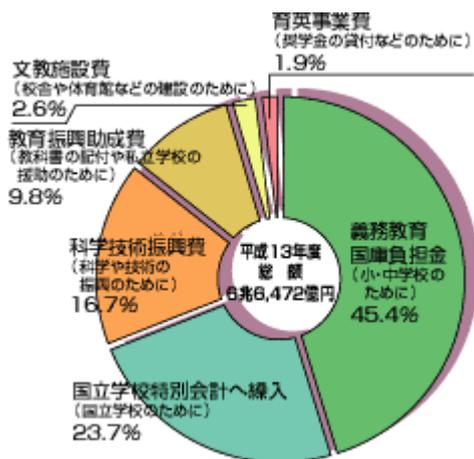
- ・ 地域住民に対する公共サービス (日常生活に密着した教育・消防・環境衛生などに着目している)
- ・ 地方公共団体の自主的・判断的使用が可能
- ・ 地方公共団体が必要とする行政に使用する財源の不足額を補う制度
- ・ 国家歳出総額の20.4%

国庫補助金

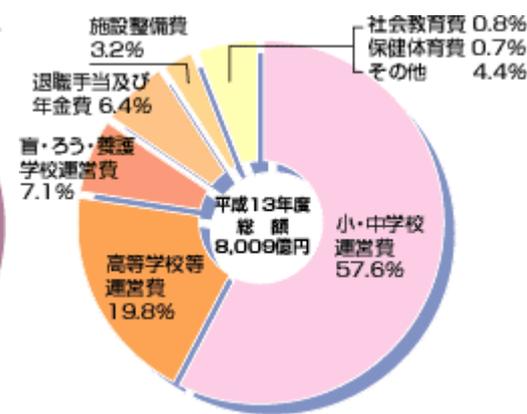
国が地方公共団体に特定の事業の実施を奨励する等の施策を行うに支出する金

- ・ 路建設の事業や災害復旧などの特定の事業に対して税金や地方交付税以外の経費を国が交付する
- ・ ある特定の事業が使用することが可能 (他用は不可)

国の文教及び科学振興費



東京都の教育予算



教育費の負担割合 (公立の小・中学校の場合)

教師の給料	国 都道府県 (50 : 50)
教科書	国 (100)
校舎の修理など	区市町村 (100)
実験器具や顕微鏡など	国 : 区市町村 (50 : 50)
新しい学校の建設	国 : 区市町村 (50 : 50)

(教育の情報化の整備に関する場合)

教育用コンピュータやインターネットの接続経費...区市町村

校内LANの整備事業...国

参考URL

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/> (東京都主税局)

<http://www.nagoya.nta.go.jp/> (名古屋国税局)